注1　サイトごとに国に登録する符号を記載すること。
2　様式第4の注8の例により記載すること。
3　予定される施設の操業状態に応じて、次表の左欄に掲げる状態の区分ごとに、記入欄を区切り、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

建設準備中	PC
建設中	UC
試験中	CM
運転中	OP
検査・保守作業、改造、運転停止中	MM
廃止措置中（核燃料物質が残っている場合）	XS
廃止措置中（核燃料物質が残っていない場合）	CD
廃止済	DE
その他	OT

4　注3のうち「OT」を使用した場合は、備考欄にその詳細を記載すること。
備考1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4のつづり込み式とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附　則

この規則は、平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定（平成二十六年条約第七号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十七日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

第一号の表四百六十八号の項中

海老名市から厚木市まで	
八王子市から北本市まで	

を

海老名市から北本市まで

に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年六月二十八日から施行する。

○財務省告示第二百一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年五月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年六月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第三回	七億円	百四円十二銭
〃	第五回	十八億円	百六円三十七銭
〃	第六回	十八億円	百六円九十二銭
〃	第九回	十八億円	百十円五十七銭
〃	第十回	十五億円	百十一円三十二銭
〃	第十一回	十五億円	百十二円八十九銭
〃	第十三回	十二億円	百十三円八十七銭
合計		百三億円	

○財務省告示第二百二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年五月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年六月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	二十億円	百円七十五銭
〃	第九回	一億円	百円七十銭
〃	〃	八億円	百円八十五銭
〃	第十一回	二億円	百円四十五銭
〃	〃	四億円	百円五十五銭
〃	第十二回	五億円	百円四十九銭
〃	〃	一億円	百円五十銭
〃	〃	五十億円	百円五十一銭
〃	〃	十二億円	百円五十五銭
〃	第十三回	三億円	百円二十五銭
〃	〃	二十二億円	百円三十銭
〃	第十四回	十五億円	百円四十銭
〃	第十五回	十億円	百円三十九銭
〃	〃	十七億円	百円四十銭
〃	〃	十億円	百円四十二銭